

## 岸本健県議の選挙公費不正請求問題

### 選挙カー運転手雇用代と燃料代を返還

## 私達の住民監査請求後に

岸本県議らは、選挙運動費用が公費で負担される選挙カー代、運転手雇用代、燃料代の公金請求が不正だとする私達の公開質問や住民監査請求による追及を受けて、10月下旬、その内、運転手雇用代11万2500円と燃料代6万6150円の全額を返還しました。

同県議は、これまでもポスター作成代の一部約58万円を返還していません。

前号の1面に掲載したとおり岸本県議らは、私達が行った選挙カー代と運転手雇用代及び燃料代に関して不正請求の疑惑が生じているとして、真の説明と全額の返還を求めた公開質問に対する回答を拒否。

そこで、私達は、10月2日、次の追及として選挙カー代と運転手雇用代の返還を求めるとして、住民監査請求を行いました。

住民監査請求では、

返還を求めるとして、岸本県議が雇用したとする選挙カーの運転手はカラ雇用であり、仮に、運転手がカラ雇用でないとしても、選挙カーを借りた業者から、運転手の派遣を受けることは道路運送法が禁止している自家用

自動車の有料運送に該当するとして、違法な行為の経費を公金で負担するのは許されないとしています。

また、岸本県議に選挙カーを貸した自動車

会社は、その車をレンタルし、その車を借りて又貸ししており、その利益として約7万5000円にもものぼる高額の得得であり、不当と言わざるを得ず、又貸し利益を公金で負担するのは許されないとしています。

さらに、その自動車会社が行っていた岸本県議に対する選挙カーの貸渡行為は、国土交通大臣の許可を得なければできない行為であると監督官庁である和

歌山運輸支局が明言しているとして、許可を得ずに貸し渡した行為は違法行為であり、違法な行為に公金で負担するのは許されないとしています。

その後10月下旬に、岸本県議らは、運転手雇用代と燃料代の受領額全額を県に返還。

しかし、選挙カー代が未返還ですので、監査請求は継続してまいります。

住民監査請求に対する結果は12月初めころにある予定です。



# 県、物品納入業者と カラ取引

ぱり、97年の時の不正と同じですよ。

阪谷 97年の時の反省はどしたのでしょうか。二度

とこのような事態が起こることのないように万全を期すと言っていたのじやなかったですか。

畑中 ええ、そうでしたよ。

でも、今回の発覚で、あの調査と改善策では不十分だったということになりますね。

阪谷 流行も10年でめぐつてきますからね。

井上 不正も流行と一緒にめぐると。

迫間 いやいや、再び復活した手法というよりはむしろ、前の時から続いていたと考えられますよ。

畑中 充分、その可能性ありますね。

井上 え……、そんな。迫間 97年の時の不正の消耗品の主な手口も、「コピー用紙」の「カラ購入」

でしたからね。

阪谷 虚偽の公文書を作成している点でも同じですよ。

畑中 その他には、実際には翌年度に納入させたのに、現年度に納入させたとして公金を支出していた手口もあったようです。

す。

井上 それも虚偽の公文書を作成しているのでしょう。

畑中 そうです。

阪谷 不正は国費の補助事業のみの不正とはいえませんが、物品購入での不正額約970万円のうち、補助金が約590万円だったそうで、その差額金が県費ということでしょう。

畑中 するどい、ですね。そう言うこと。その点が、重大な問題なのですよ。

迫間 なるほど。そうすると、支出自体に不正があるということ、補助事業以外の県費の支出にも不正支出があった疑いがあるということ言えますね。

畑中 そうみるのが普通でしょう。

井上 そりゃーそうですね。

阪谷 架空取引をし、発注とは異なる商品を納入さ

せたり、納入時期をずらしたりしていたことからすると、実際の取引を管理する裏の帳簿があつた可能性ありませんか。

井上 裏帳簿か……。迫間 その可能性は否定できませんよ。そうでないと実際の取引が管理できないですからね。

阪谷 そうすると、会計検査院の指摘は氷山の一角ですか。私思うのですが、県は、あらためて、県費の支出も対象に全庁調査をすべきだと……。

畑中 私も同感です。そうでないと信頼に値する県政とはいえませんよ。しかし、残念ですが、全庁調査するという話は、今のところありません。

井上 えー、ないのですか。信じられない。

阪谷 私達の独自調査は、当然するのでしょうか。

畑中 もちろんです。すでに、一部の資料について公開請求を行いました。

迫間 それは早い。畑中 資料の収集にしばらくは時間が必要です。それから分析です。しかし、書類上は、正規の支出のように装っているでしょうから、根気のいる作業になります。応援よろしく。

井上 市民のみなさんにも呼びかけて楽しくやりましょう。

## 県費の支出も対象に

## 全庁調査は必要不可

# 県の不正経理 会計検査院の調査で発覚

## 「預け」や「差し替え」などは

## 虚偽公文書作成の犯罪行為

和歌山県は、会計検査院から、02年度～06年度の5年間に総額7938万円（事業費ベース）の不正経理が指摘されました。その内、補助金分は3624万円だと言われていますが、差額は県費の支出金。消耗品の手口は「預け」や「差し替え」を行っており、現金のまま業者に預けているケースがあったという。支出行為に不正がなかったのが改めて問われます。今回の座談会では、この問題を取り上げます。

阪谷 県の不正経理が発覚しましたが、内容的なことと分かりますか。

迫間 不正金額が事業費ベースで約7938万円。その内訳として、物品購入で「預け金」や「差

し替え」という発注とは異なる商品を購入させる不正金が約970万円、補助金が認められない出張費に約1500万円、国の補助が認められない人件費に約5500万

円などがあったように報道されていきました。

畑中 問題点は、単に、国費の充当が認められない不正だけでなく、支出行為自体が不正というものもあったことですよ。

迫間 「預け金」や「差し替え」が問題なのでしょうか。これらは、支出行為自体の不正の疑いが濃厚でしょう。「預け金」の手口分かりますか。

畑中 業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が実際には納入されていないのに納入され

たとする虚偽の関係書類を作成して公金を支払い、当該金員を預け金として保有させ、後日、契約した物品とは異なる商品を購入させる手口をいうようです。

井上 ひどいですね。業者に架空取引を指示していたとは。

畑中 その手口による不正は約135万円だそうです。これはおそらく、業者の帳簿に「預け金」の残金として残っている分だと思われま

でしょう。業者に架空取引を指示するようなことあってはなりません。

井上 それは、虚偽の公文書を作成して公金支出しているのですから、犯罪行為ですよ。

迫間 「差し替え」の手法、どんな方法で……。

畑中 公金の支出は、「預け金」と同じで架空の取引で公金を支払い、発注とは異なる商品を購入させていた手口をいうようです。

迫間 仮に、後日、別の商品が納入されていたとしても許されることではないのと違いますか。不正に公金を支出しているのですから。

井上 それらの手口はやつ



# 選挙公費負担金・返還額一覧

## その総計額約327万円



### 【岸本健議員】

ポスター作成代

金58万5340円

運転手雇用代

金11万2500円

燃料代

金6万6150円

### 【雑賀光夫議員】

選挙カー代

金90000円

### 【清水和子氏】

ポスター作成代

金50万8400円

### 【多田純一議員】

選挙カー代

金6万0210円

### 【谷洋一議員】

選挙カー代

金3万4425円

### 【富安民夫議員】

選挙カー代

金7950円

### 【永井佑治氏】

選挙カー代

金6万4200円

### 【長坂隆司議員】

選挙カー代

金5万5800円

### 【新島雄議員】

選挙カー代

金5万4540円

### 【原日出夫議員】

選挙カー代

金5万9200円

### 【藤井健太郎議員】

選挙カー代

金10万7325円

### 【前芝雅嗣議員】

選挙カー代

金3万5700円

### 【山田正彦議員】

選挙カー代

金8万1000円

### 【藤山将材議員】

選挙カー代

金8895円

### 【向井嘉久蔵議員】

ポスター作成代

金70万0200円

選挙カー代

金4800円

総計では、返還者23名の延べで24名の返還額が約327万円に及びました。  
 経費毎の内訳では、ポスター作成代が返還者3名で返還額が計約179万円。選挙カー代が返還者22名で返還額が計約123万円。燃料代が返還者2名で返還額計約13万円。運転手雇用代が返還者1名で返還額が約11万円です。  
 返還額ワースト1位は、ポスター作成代と運転手雇用費、燃料代の3経費の計約76万円を返還した岸本健議員であり、次いでワースト2位は、ポスター作成代と選挙カー代の2経費計約70万円を返還した向井嘉久蔵議員でした。

# 世耕参議員，仁坂知事，県議ら 返還者のべ24名

## 返還額ワースト1位

### 岸本健県議 3 経費計約76万円

選挙の公費負担制度（選挙ポスター作成代、選挙カー代、運転手雇用費、選挙カー燃料代）をめぐる不正（過大）請求が、私達の追及や報道により、相次いで発覚し、県内の議員らの返還が続いています。

これらは、いずれも負担対象外の代金や、実際の代金よりも多く偽り請求・受領していたケースです。

また、これらの不正請求は、業者が請求・受領した形にはなっていますが、候補者と業者で作成した契約書の届出と、候補者発行の証明書が添付されていなければできない請求なので、従って、候補者の不正と同視できる問題であり、重大な問題なのです。

現在までに明らかになった18年以降に行われた知事選挙、県議補選、参議院選挙、県議選に関する既返還額やその予定額などを掲載します。

#### 07年県議選

【浅井修一郎議員】  
選挙カー代  
金6488円

【江上柳助議員】  
選挙カー代  
金3万3219円

【大沢広太郎議員】  
燃料代  
金6万6150円

選挙カー代  
金4万0050円

#### 【小川武議員】

選挙カー代  
金6万4200円

【奥村規子議員】  
選挙カー代  
金10万6200円

金10万6200円

【片桐章浩議員】  
選挙カー代  
金7万2495円

金7万2495円

#### 06年知事選挙

【仁坂吉伸知事】  
選挙カー代  
金12万2285円

金12万2285円

#### 06年県議補選

【奥村規子議員】  
選挙カー代  
金8万3835円

金8万3835円

#### 07年参議院選

【世耕弘成参議】  
選挙カー代  
金12万1485円

金12万1485円



# 旅田卓宗市議

## 国民健康保険料

### 今年度分も滞納

差押えている旅田卓宗市議の議員報酬の第4回目の配当が10月にあり、旅田市議が、昨年分に引き続き今年度分の国民健康保険料を、6月30日納付期限の第1期分から滞納していることが分かりました。その滞納分を含め国保料全額の68万3900円で議員報酬の差押命令があつたからです。旅田市議の住民税や国保料の滞納による差押えはこれです。度目です。

これまででは、議員報酬が全額差押えられていたため、直接旅田市議にはまったく支払われていませんでしたが、今回は、差押え範囲が

### 市議報酬からの取立状況一覧表

債権者	債権額	債権の種類	これまでの取立金	今回の取立金	取立計	残債権額
和歌山市	421,730	国保料	421,730		421,730	0
和歌山市	496,400	住民税	496,400		496,400	0
オンブズ	254,540,14	石泉閣賠償金	0		0	254,540,146
	54,296,677	上記損害金	5,282,865	2,374,009	7,656,874	46,639,803
和歌山市	110,000,00	石泉閣賠償金	1,884,551	845,540	2,730,091	107,269,909
取立金計			7,167,416	3,219,549	10,386,965	408,449,858

石泉閣損害賠償金の取立額総計 10,386,965 円

市民として当然の義務を履行しない旅田市議の滞納は、言語道断であり、厳しく糾弾されるべき行為と言えます。

差押えによる取立金は、別掲の一覧表のとおり、今回の配当により計約1038万円になりました。

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

この間、10月28日に裁判が行われました。この日、最後の一人の元議員の主張がなされ書面が提出され、これにより元・現議員全員の主張があったこととなります。

また、相手方の主張に伴う証拠書類も一部提出されました。

今後は、相手方が主張に伴う証拠書類を提出、当方の反論に対する反論などがなされる予定になっています。

次回は、来年の1月27日午後1時30分からの予定です。

# 芝本和己・和歌山市議選挙カー不正問題

芝本市議は、7月下旬に看板費用に相当する5万9000円のみしか返還せず、そのまま推移。

## 看板費用のみの返還から 45万1500円全額の返還へ

7月1日付毎日新聞の報道により明るみになった選挙カーの不正問題について芝本市議らは、7月下旬に看板費用のみしか返還していませんでしたが、10月下旬に至りようやく、受領していたハイヤー契約による公費負担上限額45万1500円全額を返還する意向を示し、10月29日に残金全額を返還しました。

報道によると、芝本市議の選挙カーの不正請求は、選挙カーをレンタカー会社から借りたにもかかわらず、別のハイヤー会社とハイヤー契約を

して、公費負担の上限額を不正に受領していたこと。また、そのハイヤー会社の社長が、「芝本氏側とはハイヤー契約はせず、自家用自動

### カラ契約の是正求めない

### 和歌山市選管の対応 批難に値い

車運行管理契約として、運転手2人を派遣したといい、受領している45万1500円の内訳が、「運転手2人分の費用28万2500円、看板費用5万9000円、レンタカー代11万円」だったと説明したこと。

さらに、芝本市議が、記者の取材に対し、「全額を返還する」と謝罪したことが報じられていました。これらの報道からすると、芝本市議らの不正は、正規には、レンタカー契約として届出をし、その契約に基づいて実際に使途した費用を請求すべきところ、これとは別に架空のハイヤー契約を作成し、それがあたかも真実の契約の如く偽って公金請求を行い、ハイヤー契約では上限の45万1500円が負担されるもののレンタカー契約の場合には、個別に負担されるレンタ代、運転手雇用代、燃料代の各代金が仮に上限額だったとしても24万6050円のみしか負担されず、ハイヤー契約の方が20万5450円多く公費負担される制度を悪用して、この差額金を騙し取ったことが明らかかな不正でした。

そこで、私達は、架空のカラ契約で公金詐欺が明らかかな不正の是正としては全額の返還がない限り許されないと判断し、刑事告発も視野に追及することを9月のオンブズマン例会で決め、まず、公開質問をする予定で準備していたところでした。

その過程で、和歌山市選管が、カラ契約の是正を芝本市議らに求めようとしなかったことが分かりましたが、その対応は、遵法精神に薄く、不正に甘く、有権者としても納税者としても許し難く、批難に値します。



# 当面の予定

- 11月17日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月26日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議
- 12月22日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 1月19日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 1月27日 PM 1:30 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟第7回裁判
- 1月28日 PM 6:00 ~  
第5回全員会議

## 次回会員会議のご案内

日 時 11月26日(水)午後6時~  
場 所 和歌山市勤労者総合センター  
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい